河川を活かしたまちづくりに関する検討 ~ 中間とりまとめ ~

平成13年11月 (財)リバーフロント整備センター

【目次】

はじめに

1	. 河川を活かしたまちづくりのための制度	1
	(1)既存の事業手法	1
	(2)既存の規制・誘導手法	5
	参考 用語集	7
_		0
2	. 既存制度の活用・工夫例	8
	パターン 1 総合設計制度の活用	10
	パターン 2 河畔のセットバック誘導手法	11
	パターン 3 河川管理用通路を建築基準法上の 接道道路と見なして沿川開発を促進	12
	パターン4 民有地上に河川管理用通路を整備	13
	パターン 5 民有地上に緩傾斜堤防を整備	14
	パターン6 民有地側への水面の引き込み	15
	パターン7 民有地における船着場整備	16
	パターン8 沿川の複数敷地間の容積移転	17
	パターン 9 河川用地を活用した土地区画整理事業	18
	パターン 10 ダブルファサード建築物の整備	19
	パターン 11 河川区域の占用による賑わい空間の創出	20
3	. 先進事例	21

はじめに

河川は、防災、環境、空間等の諸機能を有し、防災性の向上や都市機能の維持増進のために極めて重要な役割を果たす根幹的な施設です。また、都市再生を推進させる上でも、河川を活かしたまちづくりを進めていく必要性が近年特に高まっています。

このような状況のもと、国土交通省、都市基盤整備公団、地方自治体の関係部局から構成される「河川を活かしたまちづくりに関する検討委員会」を平成12年度より(財)リバーフロント整備センター内に設置し、委員の方々のご指導、ご協力のもと本テーマに関する調査研究を進めてきました。

本冊子は、これまでに検討された内容を中間的にとりまとめたものです。

今後とも、「河川を活かしたまちづくり」をより一層推進できるよう調査研究を深めていく予定です。河川管理やまちづくりに携わる皆様方にご一読いただき参考としていただくとともに、忌憚のないご意見、ご提案をいただければ幸いです。

平成 13 年 11 月 財団法人 リバーフロント整備センター

<河川を活かしたまちづくりに関する検討委員会>

[平成 13 年 10 月末現在]

所属	役 職	氏 名
国土交通省 河川局 治水課 都市河川室	室長	柏木 才助
国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 翻給業に	室長	松田 秀夫
国土交通省 都市•地域整備局 公園緑地課	公園・緑化事業調整官	小林 昭
国土交通省 住宅局 市街地建築課	高度利用調整官	水流潤太郎
東京都 建設局 河川部 計画課	課長	高橋 紀男
東京都 都市計画局 施設計画部 施設計画課	課長	藤江 賢治
東京都 都市計画局 建築指導部 調査課	課長	佐藤 敬造
渋谷区 土木部	部長	田村 俊昭
渋谷区 都市整備部	部長	衛藤 隆
港区 街づくり推進部	部長	大木 進
都市基盤整備公団 居住環境整備部 市街地整備課	課長	森井 雅久

<河川を活かしたまちづくりに関する検討委員会ワーキング> [平成 13 年 10 月末現在]

所 属	役 職	氏 名
国土交通省 河川局 治水課 都市河川室	課長補佐	及川 理
国土交通省 都市•地域整備局 都市計画課	課長補佐	菊池 雅彦
国土交通省 都市•地域整備局 公園緑地課	課長補佐	足達 正明
国土交通省 住宅局 市街地建築課	課長補佐	真鍋 純
東京都 建設局 河川部 計画課	副参事	内藤 久男
東京都 都市計画局 施設計画部 施設計画課	課長補佐	三木 健
東京都 都市計画局 建築指導部 調査課	課長補佐	千葉 幸雄
渋谷区 土木部 公園課	課長	日置 康正
渋谷区 都市整備部 まちづくり課	課長	濱出 憲治
港区 街づくり推進部 街づくり調整課	課長	菅原 三彌
都市基盤整備公団 居住環境整備部 市街地整備課	専門役	東 研司

1.河川を活かしたまちづくりのための制度

河川を活かしたまちづくりの推進のために利用できる制度は数多くありますが、以下に主なものをとりまとめました。

(なお、以下に記載された内容は概要であり、詳細については、別途関連 資料を参照してください。)

(1)既存の事業手法

河川事業

1			
制度名称	目 的	要件(抜粋)	特 徵
都 市 河 川 改修事業, 広 域 河 川 改修事業	人いたい に は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	指定区間内の一級河川又は二級河川で、改良工事によって洪まって洪まが防止される区域内に 60ha 以上の農地 以上の家中地 50戸以上の家民があるもの等の表流たす事業	基幹河川改修事業(総事業費 24 億円以上) は事業費の1/2、一般 河川改修事業(総事業 費6億円以上)は事業 費の4/10を国が補助 する。
都市基盤 河川改修 事業	都市水島の増大 に対との関連を は、連を は、連を は、 は、 は は は が が 施 が 施	東京都区部若しくは 人口 5 万人以上の市 に係る一級河川、二級 河川の改良工事で、流 域面積が概ね 30km² 以 下の区間	国は都道府県が市に 対し事業費の 1/3 を補助する場合に、当該市 に 1/3 を補助する。
特堤高業(一防業定防度が飛パ整)が機化が出っ備を	治上の好創民し開しなのの 会に辺るを活市等沿土いで をではいって、 会にのの が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	特定地域堤防機能高度化計画に適合して行われる盛土事業で、防災上重要な地区であることや、事業費の軽減等、一定の条件を満たす地区	国は、当該都道府県に 1/3 を補助する。

制度名称	目的	要件(抜粋)	特 徴
河川環境整備事業 (河畔整備事業)	まちづくりと一 くりととの 良好なオープン スペースの確 等を行うため、河 畔空間の整備を 機動的に行う。	指定区間内の一級河 川又は二級河川のう ち、特に良好な河畔空 間の整備のために、河 川管理者と市町村等 が共同で策定した計 画に位置付けられた 河畔整備に係る事業	補助工区外の区間や 当面河川改修事業に よる整備予定のない 区間についても、沿川 のまちづくり事業が 起きる際には、機動的 に補助事業(補助率 1/3)を実施できる。
準 用 河 川 改修事業	洪水の氾濫を防御し、地域の生活基盤を確保するため、市町村が施行主体となって河川整備を実施	当該河川工事によって氾濫が防御されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの等の要件を満たす事業	市町村管理河川であり、国は、当該市町村に 1/3 を補助する。

(さらに詳しい資料)

- ・河川改修事業関係例規集
- ・「都市基盤河川改修費補助制度について」(平成12年10月20日付け建設省河川環境発第49号)
- ・「河川環境整備事業費補助制度について」 (平成13年3月30日付け国河環第40号、国河治第51号)
- ・「準用河川改修費補助制度について」 (平成13年3月30日付け国土交通省河治発第53号)
- ・建設行政ハンドブック(大成出版社)

まちづくり事業

制度名称	目 的	要件(抜粋)	特徵
土地区画整理事業	公改用し用画路施変なや給料と準換て質園のを街宅どの地目手地変の設いの地行をではの的法のではいの地目手地変の設いの地方が出てででは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	補財のった。 神会ので、 神会ので、 神子では、 神子で、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	施画地 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で
市街等業	建物に備に土つ用更物の共をりの全都図の産業がのこ地的度能を図るを図りのである。	本 大方 で 大方 で 大方 で 大が で 大が で 大が で 大が で 大が で 大が で 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が 大が	ででは、 で設施に入施費さ的をし乗府低の のの床す事助り床で設施に入施費れ住一てせ系利優のの床す事助り床で設施に入施費れ住一てせ系利優 地産等仕費やみ保う、整しれのの)やの備助融削置 地産等仕費やみ留。土備て(合/3 益件場る) 及価価組に高出床、地及補例合/3 益件場る。か制る 建を権でい利れの 嫌び助え補が 施を合。か制る 薬従利あて用る売 、事金ば助補 設満、、ら度。

制度名称	目的	要件(抜粋)	特徵
ま 総 接事業	施設を備等を総域を心域を総域をの地域では、地域のでは、地域のである。	地域の抱えて、	大きな 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな 大きな
	● 各種調査 ・事業の活用方策の 検討 ・事業計画の策定の ための調査等 ○まち 授 ・専門家の派遣等	パッケージで一括助成 計画策定〉まちづくり事業計 ハード事業〉 河川の整備 公園の整備 モール化 市後 実話の聖公園 製点施設の整備 女行者空間の整備 歩行者空間の整備	

(さらに詳しい資料)

- ・建設行政ハンドブック(大成出版社)
- ・土地区画整理必携
- ・再開発必携
- ・まちづくり総合支援事業制度要綱
- ・都市・建築企画開発マニュアル'99(建築知識)

(2)既存の規制・誘導手法

制度名称	目的	要件(抜粋)	特 徴
地度計画	街等れの築関を合な整図の利路ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	マラス (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	市画 区行町要計の更 建と規 一住のに画を 村内は長あに対面の等 築に制 般宅有応に定の つうかけ町し設す の 条よと の用効じ容める しい 適し告 に罰 計画区 の おけ町し設可 とり である しいの きゅう がけ町し設 が 定則 画導のをもっし 出村な計能 るあ 他地の まっとも に 罰 は 真の を もの の からがけ である とり のの からがけ である しいのの のの からがけ である しいのの からが 定則 画導の整特 の を もの の からがけ である ともの の からがけ である とり がった は いの に る あん し い い い の 市 必 は も 変 こる し い い い い い い い は も 変 こる し い い い い い い い い い い い い い い い い い い
	地区整備計画で定場では場合のでは場合のである。	ア・地区施設とはは 路、小公園、	物の用途 制限 、デザイン 構造 や建築面積(B)の最低限度 の最高限度 高さ(H)の最低限度あるいは最高限度 材本地の保全 や樹林地を残すことを定める。

制度名称	目的	要件(抜粋)	特 徵
総合設計	敷地内に広い空 地等を建築物で 市街地環境の 整備改善を図る	地区面積 1,000 m² ~ 3,000 m² ~ 3,000 m² 以上 (で 1,000 m² 以上 で 1,000 m² 以上 で 1,000 m² と で 1,000 m² と で 1,000 m で 1 上 に 接 と で 1 一 接 と で 1 一 接 と で 1 一 接 で 1 一 と が 地 域 以 1 で 6 m ~ 8 m 以 上 (6 m ~ 8 m 以 上)	計し善れ庁率関こ 容上倍(総等心地お認般 総建対入のれいでは、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円でのでは、1000円では、1000

(さらに詳しい資料)

- ・地区計画の手引(ぎょうせい)
- ・「総合設計に係る許可準則の改正について」 (平成13年9月10日付国土交通省住街発第95号)
- ・「総合設計許可準則に関する技術基準について」 (平成13年9月10日付国土交通省住街発第96号)
- ・都市・建築企画開発マニュアル'99(建築知識)

なお、河川を活かしたまちづくりを推進するにあたり、根幹となる河川 自体を都市施設として都市計画決定していくことが、まちづくりとの連携 を図ること、また、地域住民の理解を促すことなどの観点から重要であり、 積極的に位置付けていくことが大切です。

<参考>用語集

容積率制限・・・・・・・・ 市街地環境の総合的な維持および公共施設と建築物のバランス維持の ための建て込み方の抑制を目的として、建築物の延べ面積の敷地面積

に対する割合(容積率)の最高限度を規制する。

建ペい率制限・・・・・・・日照,通風,採光,防災などの市街地環境の維持のための空地確保を

目的として、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(建ペい率)

の最高限度を規制する。

斜線制限・・・・・・・・・ 建築物の高さを、対象物からの水平距離に応じて規制する。

・道路斜線制限:道路を挟んで向かい合う建築物の環境及び道路上の日照,通風,採光 などの確保を目的として、建築物の高さを前面道路の反対側の境界線 までの水平距離に一定割合を乗じたもの以下に規制する。

・隣地斜線制限:日照,通風,採光などの隣地の環境の確保を目的として、建築物の高さを隣地境界線までの水平距離に応じて規制する。

・北側斜線制限:北側の近隣の環境(特に日照)の確保を目的として、建築物の高さを 北側前面道路の反対側の境界線または北側隣地境界線までの真北方向

に測った水平距離に応じて規制する。

接道義務・・・・・・・・・・・建築物の敷地は、原則として、幅4m以上の道路(建築基準法上の道

路)に2m以上接しなければならない。

建築主事・・・・・・・・・・建築確認及び完了検査は建築主事が行う。平成 10 年の建築基準法改正

で、特定行政庁に置かれた建築主事のほか、民間の指定確認検査機関

にも可能になった。

特定行政庁・・・・・・・・・・建築基準法では、法令の定める範囲内で特定行政庁の判断により地域

特性を反映し定めることができる項目がある。

特定行政庁は、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。平成 10

年4月現在、全国に367の特定行政庁がある。

換地(かんち)方式・・・土地区画整理事業において、換地(従前の宅地に代わり地権者に提供

される宅地)を従前の宅地とみなすことにより、従前宅地の所有権及び使用収益権・担保権等を、従前宅地から換地へ移行させる権利処理

手法。

減歩 (げんぶ) ・・・・・・ 土地区画整理事業において、公共施設又は保留地 (事業費に充てるた

め売却する宅地)として、所有地の一部を供出することを減歩という。

*減歩率=(従前の宅地面積-換地面積)÷ 従前の宅地面積

公開空地・・・・・・・・総合設計制度において確保する必要のある空地のうち、一般に開放す

る空地をいう。その形状に応じて、割増し容積率の算定に用いる係数

(有効係数)の上限が定められている。

一団地認定・・・・・・・・建築物を集団的に計画する場合に、特定行政庁の判断により、複数の

敷地全体を一つの敷地(一団地)として捉えることによって、建築基

準法上の制限を合理化する制度。

河川立体区域制度・・・・・適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、河川区域を地下又は空

間について立体的に指定し、当該河川区域(河川立体区域)外につい

ては建築物の建築等の利用を認める制度。

特例容積率適用区域制度・・・土地の高度利用を図るべき区域を都市計画として決定し、この区域内

では、特定行政庁が、都市計画に定められた総容積の範囲内で、敷地

ごとに容積率を再指定することができる。

2. 既存制度の活用・工夫例

これまで、全国各地において河川を活かしたまちづくりが進められてきました。

その中には、既存の制度をもとに地方自治体が様々な工夫を講じ、良好な河畔まちづくりを推進している事例が見られます。今後、このような工夫を他の地域にも普及啓発していくことが望まれます。

また、従来の一般的な整備手法のみでは、河川の整備(用地取得・工事)とともに良好な街並み誘導が進展しない場合がありましたが、既存制度を一層活用し、様々な工夫を行うことによって、これが打開できるケースもあり得ます。そのため、今後の河畔まちづくりにあたっては、それぞれの場面に応じて関係者が幅広く柔軟な工夫を十分検討していくことが望まれます。

そこで、参考のため、以下に既存制度の活用・工夫のパターン例をまとめてみました。

< 既存制度の活用・工夫例 >

パターン 1 総合設計制度の活用(河川に面する公開空地を評価)

パターン 2 河畔のセットバック誘導手法(建築基準法第53条第4項などによる建物誘導)

パターン 3 河川管理用通路を建築基準法上の接道道路と見なして 沿川開発を促進

パターン4 民有地上に河川管理用通路を整備

パターン 5 民有地上に緩傾斜堤防を整備

パターン6 民有地側への水面の引き込み

パターン 7 民有地における船着場整備(+河川立体区域の活用)

パターン8 沿川の複数敷地間の容積移転

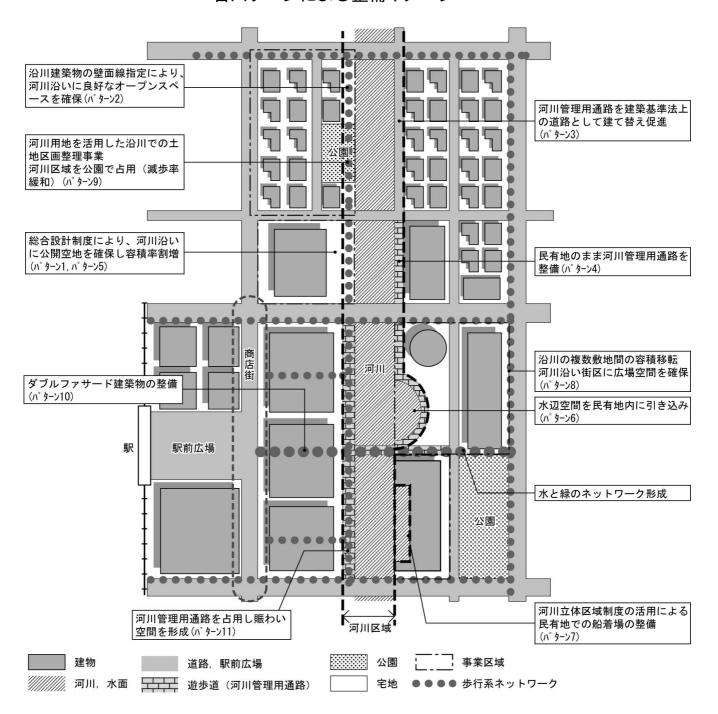
パターン 9 河川用地を活用した土地区画整理事業

パターン 10 ダブルファサード建築物の整備

パターン 11 河川区域の占用による賑わい空間の創出

なお、これらのパターン例を含め、河川とまちの一体的整備による良好な河畔まちづくりを推進していくためには、水質・水量や河川環境など河川そのものが水辺空間としての特徴を活かした魅力を有していることが重要であり、今後ともより一層、河川自体の魅力向上に努めていくことが不可欠といえます。

各パターンによる整備イメージ



道路と一体利用可能な公開空地 建築物 公開空地 河川 公開空地 道路 容積割増し 建築物 緩傾斜護岸 河川用地 民有地

一般的な整備形態

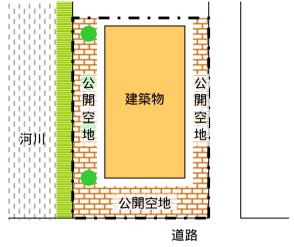
〔課題〕

6

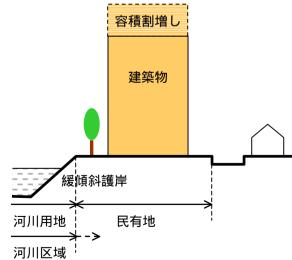
・道路側にのみ公開空地をとると、河川側に高層の建物ができて、水辺の環境を活かすことができない。

河川を活かしたまちづくりへのアイディア

河川に面して水辺と一体的に整備された公開空地







[河畔まちづくりのための手法]

総合設計において、河川側に公 開空地を配置し、水辺と一体と なった良好な都市空間の創出を 推進

特定行政庁の判断*により、水 辺に面した公開空地の有効係 数を高く設定することも可能

* 例えば「横浜市市街地環境設計制度」のような独自の許可基準として示す。

「河川としての支援方策]

公開空地に接する河岸について親 水性の高い緩傾斜護岸等を整備

〔長所〕

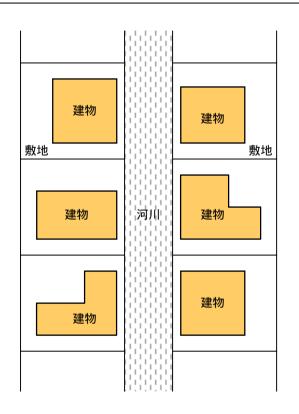
- ・水と緑の良好な河畔空間確保の推進
- ・沿川開発の促進

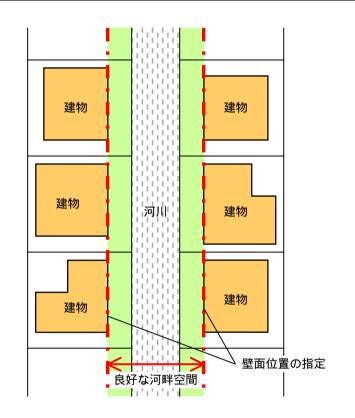
<事例>

横浜市市街地環境設計制度[p.21参照]

現 状 (一般的な状況)

建築基準法第53条第4項 適用後





〔課題等〕

・河川沿いに建物が建てづまり、狭く、圧迫感のある 水辺環境となっている。

[河畔まちづくりのための手法]

河川沿いに壁面後退することにより、 河川に沿って良好なオープンスペースを確保 建ペい率の緩和とあわせて、セットバックを誘導。 また、狭小宅地でも、協調的な建替えを誘導しつつ、 不燃化など、安全,防災性の向上を条件に、適正規模 の建築が可能となる。

[長所]

・河川に沿って、連続的な空間が確保される。

〔短所〕

- ・管理用通路の確保方策が別 途必要。
- (理由)前提として建築基準 法上、2m以下の門,塀等 はセットバック区域内に 設置可能。

参考:建築基準法第53条第4項

・平成 12 年の法改正で、隣地側に壁面線の指定等がある建築物について、特定行政庁が個別に許可することにより、都市計画で定められた建ペい率規制を緩和できることとされた。

[河川としての支援方策]

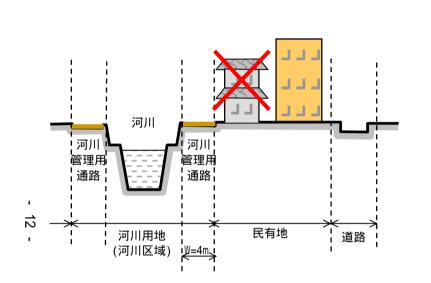
親水護岸の整備

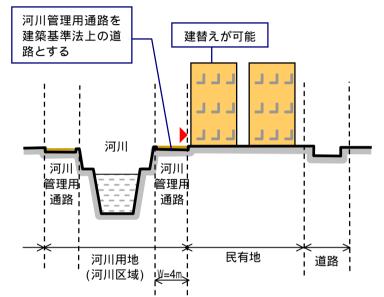
多自然化、水質改善等

+

河川管理用通路の一般的な状況

河川を活かしたまちづくりへのアイディア





[長所]

- ・河川に面する未接道敷地に おける開発が促進される。
- ・地区計画等と組合わせることにより、良好な河畔空間 の確保

[短所]

・河川管理用通路に一般車両 が通行し、河川管理上、支 障が生じる可能性がある。

〔課題等〕

・河川沿いの未接道敷地については、建築基準法上の 接道道路がないことから、既存建物の建替や、低未 利用地の開発ができない状況にある。

[河畔まちづくりのための手法]

特定行政庁の判断により、河川管理用通路を建築基準 法上の道路として扱うこと等により、河川に顔を向け た建築物整備を推進

(建築基準法 42 条 1 項 5 号の位置指定道路の基準を満たすことが必要。又は法 43 条 1 項のただし書き許可を受けることが必要。また、河川管理上の影響を考慮する必要あり。)

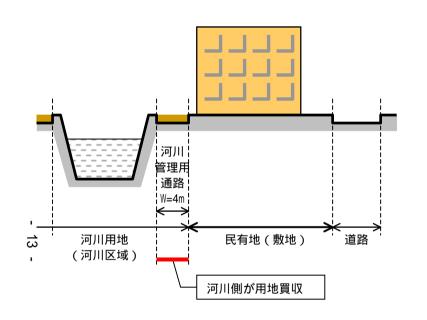
[河川としての支援方策]

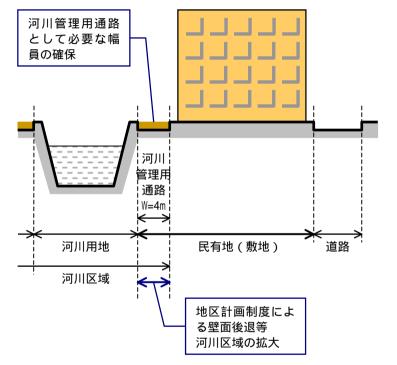
河川管理用通路の整備 推進

河川管理上の影響が少ない場合には、区間を限定の上、一般車両の通行を認める。

一般的な河川管理用通路の整備手法

河川を活かしたまちづくりへのアイディア





[長所]

- ・敷地面積が減少しない。
- ・従前通りの規模の建築物が 建築可能
- ・河川事業費の効率的執行

[短所]

- ・将来にわたり河川管理用通 路としての担保措置が必要
- ・地権者が用地買収を希望する場合もありうる。 (ケースバイケース)
- ・地権者の理解と協力が必要。

〔課題等〕

・沿川宅地が狭小な場合、河川管理用通路用地を河川 管理者が買収すると、宅地面積が減少し、従前規模 の建物として建て直すことが出来なくなるため、宅 地所有者が用地買収に応じないことも想定される。

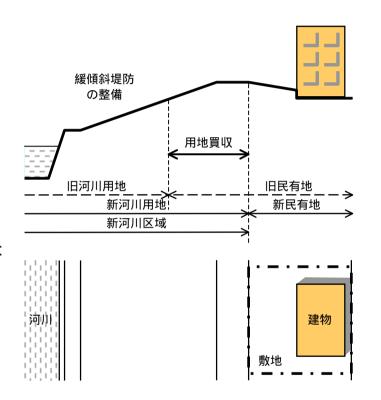
[河畔まちづくりのための手法]

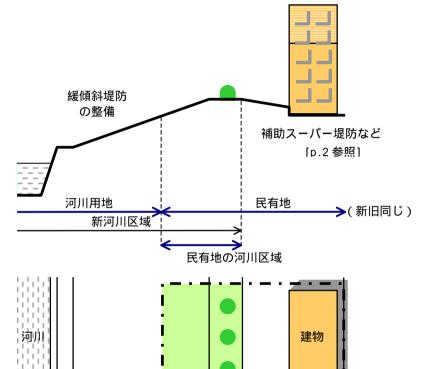
民有地のままで河川管理用通路を整備

建築主事が、民有地である通路部分を敷地として取り扱い、建ペい率,容積率の算定基礎面積に含めることが可能。(但し、敷地としての一体性が必要)

[河川としての支援方策]

管理用通路は河川管理施設であることから、河川管理者が整備(+維持管理)を行う。





〔課題等〕

・河川用地を用地買収すると、民有地の面積が減少し、 建築可能な建築面積,延床面積が小さくなるため、 地権者の合意が得られにくくなる場合も想定され る。

「河畔まちづくりのための手法]

緩傾斜堤防を買収しないで整備することにより、敷地 面積が減少しないで済む。

敷地

特定行政庁の判断により、民有地の河川区域部分(図中)を総合設計の公開空地等として扱うことにより 容積率の緩和も可能。

さらに、 の部分については、堤防の一部であること から固定資産税が非課税となる。

[長所]

- ・敷地面積が減少しない。
- ・従前通りの規模の建築物が建 築可能
- ・河川事業費の効率的執行
- ・緩傾斜堤防用地を総合設計の 公開空地とすることも可能。 (特定行政庁)
- ・緩傾斜堤防用地は非課税

[短所]

- ・将来にわたり新河川区域の担 保措置が必要
- ・地権者が用地買収を希望する 場合もありうる。 (ケースバ イケース)
- ・地権者の理解と協力が必要。

<事例>

隅田川(東京都)[p.22 参照]

「河川としての支援方策]

緩傾斜堤防は、河川管理施設 であることから、河川管理者 が整備(+維持管理)を行う。

- 14

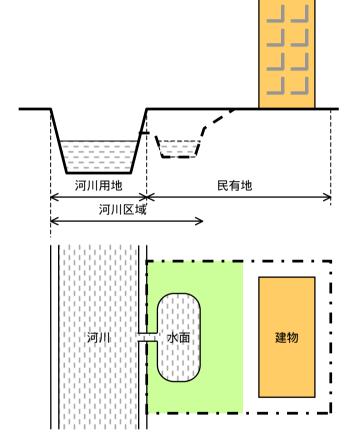
現行の一般的整備形態

建物

〔課題等〕

・河川沿いに接近して建物が建築されることにより、 河川へアクセスしづらくなる。また、水辺の良好な 環境を活かすことができない。

河川を活かしたまちづくりへのアイディア



[長所]

・敷地内に快適で潤いある親水 空間が創出される。(特に集 客施設などで効果的)

[短所]

- ・洪水時の対策が必要
- ・水質保全対策が必要
- ・水利権が必要な場合がある
- ・一般には、水面部分は敷地力 ウントされず、敷地面積が減 少する

「河畔まちづくりのための手法]

民間事業者の発意により、民有地へ水面を引き込むことにより、水と緑の良好な河畔空間が創出される

(水面部分について、建ぺい率,容積率の算定基礎面積に算入できるかは、個別の状況に応じて建築主事が判断。)

「河川としての支援方策]

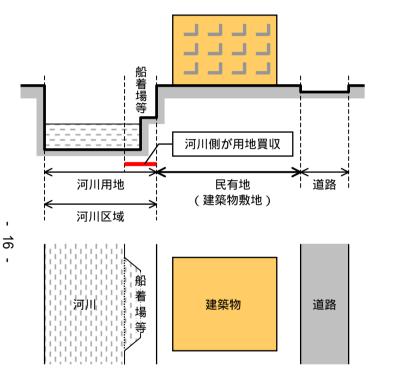
親水護岸の整備

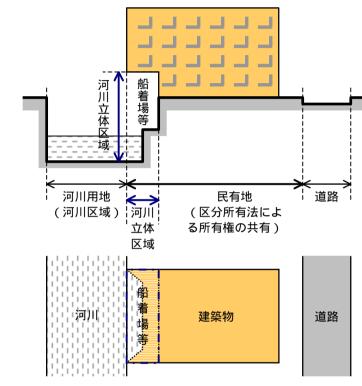
多自然化、水質の改善等

. 5 用地買収による船着場整備方策

河川を活かしたまちづくりへのアイディア

<河川立体区域制度の活用>





[長所]

・屋形船,水上バスの発着に利用することにより、賑わいのある空間となる

[短所]

- ・一般的に敷地面積が減少する
- ・民間へのインセンティブが必要
- ・緊急時の船着場機能の確保策が必要

〔課題等〕

・河川管理者が既存の民有地の一部を買収することにより、敷地面積が減少(建築物の容積が減少)するため、地権者が船着場等のための用地買収が難航することも想定される。

[河畔まちづくりのための手法]

既存の民有地に対して、河川立体区域制度を活用して、船着場等を整備。(敷地内の一部空間の利用)

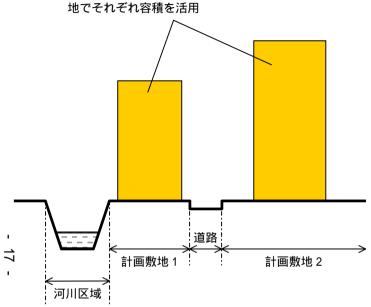
建築物と重複する河川立体区域部分の面積は、状況により、建ペい率,容積率の算定基礎面積に算入することも可能。(建築物内の道路や鉄道と同様)

「河川としての支援方策]

船着場が緊急用船着場の位置 づけがある場合には、河川管 理者が整備。

一般的な整備例(2敷地の個別建築)

総合設計制度により2つの敷地でそれぞれ容積を活用



「課題)

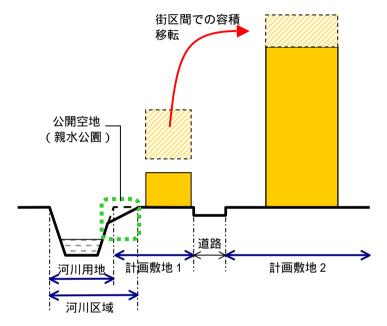
河川

・ 川沿いに高層の建物ができて、河川は暗い空間 になる。

まちづくり

- ・ 公開空地は確保されるが、分散するため、まと まった緑地空間が不充分。
- ・ 開発手法として、民間では、手続きの簡易な総 合設計制度を選ぶことが多い。

河川を活かしたまちづくりへのアイディア



「河畔まちづくりのための手法 1

複数敷地間で容積を移転することにより、河川沿いに オープンスペース(親水公園的空間)を生み出すこと が可能。

「特例容積率適用区域制度」(都市計画法第8条第3項第2号の二)の活用が想定される。この場合、商業地域であること等の所要の条件を満たすことが必要。

または、計画敷地と道路が一体として整備される場合で道路が小規模であれば、特定行政庁の判断により一団地認定(建築基準法86条)がなされる可能性もあり、容積を相互に融通することが可能になり、さらに、総合設計制度を活用して、当該オープンスペース部分を公開空地扱いとして容積率の緩和も可能。

〔長所〕

- ・開発事業者に不利益を与えずに、良好な水辺が確保される。
- ・まとまった建築物の建築が 可能。

[短所]

(前提)制度上、容積移転は 商業地域等、条件が限定さ れている。

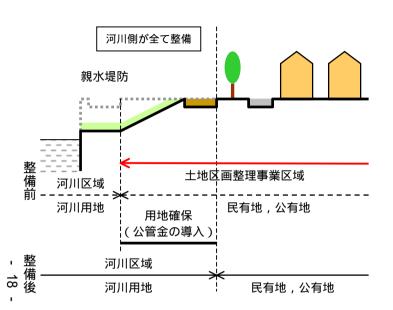
[河川としての支援方策]

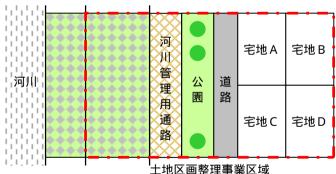
多自然化、水質の改善等

計画敷地1のうち河川に面する一部区域について民地のまま緩傾斜護岸を設置。(A-5の適用)

+

現行の一般的な整備形態

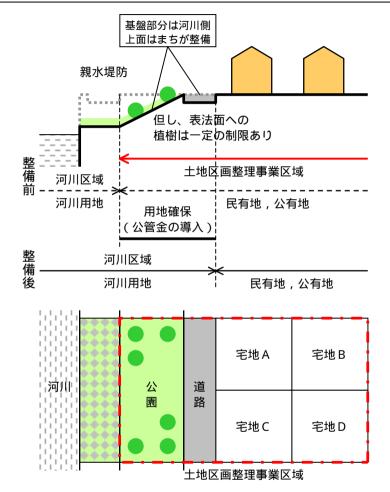




〔課題等〕

・河川用地を公管金によって確保し、さらに道路や公園を確保すると、減歩率が大きくなり(=宅地面積が減少)、地権者の合意形成が困難となるため、河畔まちづくりが進みにくい。

河川を活かしたまちづくりへのアイディア



[河畔まちづくりのための手法]

区画整理区域と河川区域を重複させ、道路・公園等の 公共施設の占用を認めることによって、減歩が緩和され、良好な河畔整備の進展が期待できる。

[長所]

- ・河川と一体となった水辺のまちづく りが実現。
- ・新たに生み出すべき公共施設用地 と、既存の河川用地を重複利用する ことにより、一般宅地の公共減歩の 緩和を図り、まちづくりを促進。

[短所]

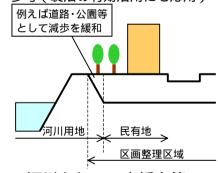
- ・河川区域内の道路、公園等について 占用許可が必要。(なお、表法面等 への植樹は基準による制限あり。)
- ・河川管理用通路に一般車両が通行 し、河川管理上、支障が生じる可能 性がある。

<事例>

尻無川(大阪市 岩崎橋地区)

[p.23参照]

参考(裏法の有効活用にも応用)



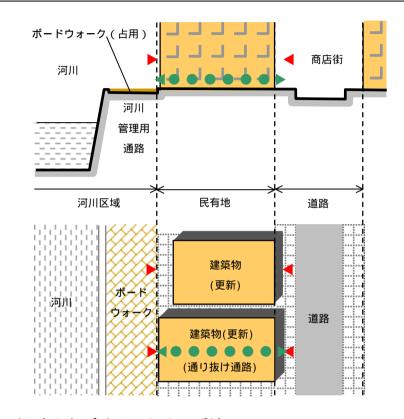
[河川としての支援方策]

道路、公園等の占用を認め る。 建物の表裏となる2面に、正面(ファサード:facade)があること。

一般的な河畔の状況

河川 管理用 通路 道路 道路

河川を活かしたまちづくりへのアイディア



[長所]

・河川沿いに賑わいのある空間を創出

[短所]

- ・地権者の理解と協力が必要
- ・河川管理用通路に一般車両 が通行し、河川管理上、支 障が生じる可能性がある。

<事例>

新町川(徳島県)[p.24 参照]

[河畔まちづくりのための手法]

河川管理用通路を歩行空間として積極的に開放するとともに、河川側にも正面を向けた建築物を整備(誘導)することにより、以下のような効果が期待できる。

ボードウォークでのイベントなどにより商店街が活性化され、街の賑わいが高まる

河川沿いに人通りが創られ、両面に顔をもつことで店舗への 集客力が高まる

景観も美しく、安全に歩ける通りが創られ、人通りが増す

[河川としての支援方策]

管理用通路について、遊 歩道等の占用を認める。

親水護岸の整備

多自然化、水質改善等

〔課題等〕

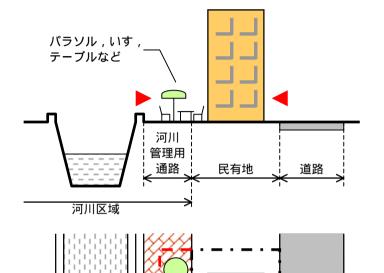
・建築物の正面は道路を向き、河川沿川は人通りの少ない都市の裏空間となっている。

+

河川区域

現行の一般的な状況

河川を活かしたまちづくりへのアイディア



〔長所〕

・河川沿いに賑わいのある空間 を創出

[短所]

- ・河川管理上支障がないもので あることが必要
- ・民間へのインセンティブが必 要

<事例>

道

建築物

新町川(徳島県)[p.24 参照]

[河畔まちづくりのための手法]

河川

河川管理用通路や側帯など河川区域の一部について、 パラソル,テーブル,いす,ワゴンなどの占用を認め ることにより、賑わいと魅力のある都市空間の創出が 可能となる。

(占用許可は、河川管理者から市区町村や公的団体等へ一時使用を認めるなど。)

[河川としての支援方策]

河川管理用通路や側帯について、市町村の遊歩道、公園等の占用を認める。

親水護岸の整備

多自然化、水質の改善等

〔課題等〕

- ・河川に人が集まらない。
- ・建築物の顔(正面)が河川を向かないため、河川側は、街の「裏」というイメージになってしまう。
- ・水辺空間の持つ魅力が生かされない。

- 20 -

3. 先進事例

地方自治体自らの創意工夫により全国各地において、河川を活かしたまちづくりが進められています。以下に特徴ある事例を紹介します。

(1)総合設計制度を活用し、水辺のオープンスペースを創出 (パターン1)

<事例>横浜市

< 内容 > 横浜市では市街地環境の向上のため、「市街地環境設計制度」(昭和48年)を設け、建築物の建築を誘導しているが、その中で「水辺に面する公開空地」(平成5年改正)を評価し、容積率の割増を行っている。

例えば一級河川、二級河川などに接した水辺を見渡せる青空空地であり、管理用通路、道路及び歩道状公開空地に有効に接し、一般の人が通り抜け等に有効利用できる形態で幅員2m以上、4m以下の範囲内で、原則として水辺に面する敷地の端から端まで連続して設けられる等の条件を満たすものについて総合設計の公開空地として評価し、容積率の割り増しを可能としている。

【公開空地の種類と有効係数】

有効係数			
2.0~1.0			
1.2~0.5			
1.5~0.8			
1.0~0.8			
1.5			

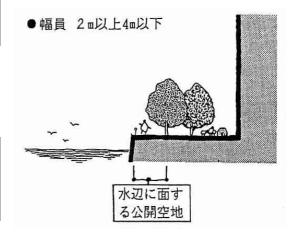
公開空地は、上記の各号に掲げるもののうち、歩道の 用に供するもの及び一般的公開空地で、道路に沿って 設けるものを基本とするが、周囲の状況、建築計画等 によりその他のものも評価できるものとする。

【割増容積率】

基準容積率		割増容積率	率の上限
600%	V 0	V = 3A - 10	230%
400%	V o < 600%	V = 3 A - 10	200%
300%	V ₀ < 400%	V = 1.5 A	150%
100%	V o < 300%	V = A	100%

A:有効公開空地面積率(%)

= (公開空地面積×有効係数)÷敷地面積 従って、割増後の容積率 = V + 基準容積率となる。



事例の問い合わせ先

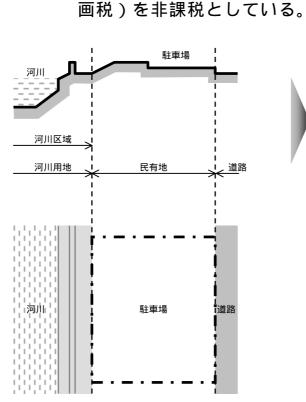
横浜市建築局建築指導部建築指導課

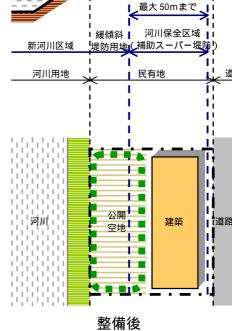
TEL 0 4 5 - 6 7 1 - 2 9 4 4

(2)民有地上に緩傾斜堤防を整備し、水辺と一体となった良好な都市 空間を創出 (パターン5)

<事例>東京都隅田川

〈内容〉 河川に隣接した民間敷地の開発にあたり、民有地内に緑豊かで潤いある緩傾斜護岸(河川管理施設)を整備。水辺と一体となった良好な都市空間を創出している。開発事業者へのインセンティブとして、当該緩傾斜護岸部分について総合設計制度の公開空地として取り扱い、建築物の容積率を割増しすることが可能なうえ、民有地に権原を取得して河川管理施設を設置していることから、地方税(固定資産税及び都市計画税)を設置している。











事例の問い合わせ先

東京都建設局河川部計画課 TEL 03-5320-5413

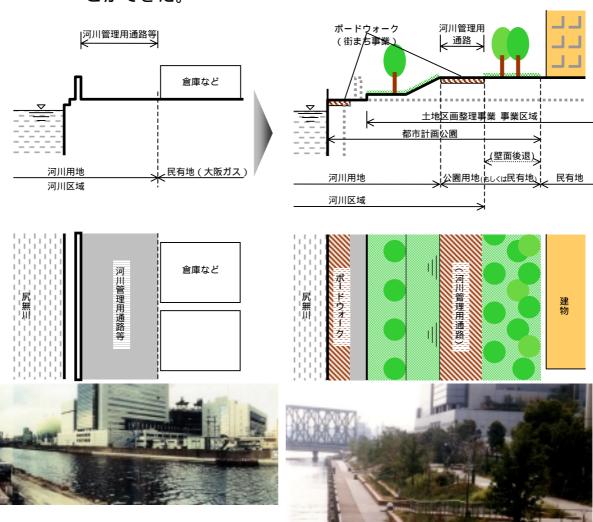
(3)河川用地と土地区画整理事業区域を重複し、堤防上面を公園整備することにより公共減歩を緩和 (パターン9)

<事例>大阪府尻無川

< 内容 > 沿川の土地区画整理事業とあわせて、河川管理者である大阪府が耐震護岸及びスーパー堤防(盛土)の整備を行った。

当該部分の上面整備として、土地区画整理組合が整備する公園(緑地)と民有地内の公開空地及び河川用地内の張出し部分を河岸公園(都市計画公園)として街並み・まちづくり総合支援事業(街まち事業)を導入し、一体的整備を図ることによりボードウォーク整備や植裁等のグレードアップを行っている。

河岸公園は、堤防敷の上面では土地区画整理事業において整備される「公園」として取扱われ、公共減歩を緩和することができた。



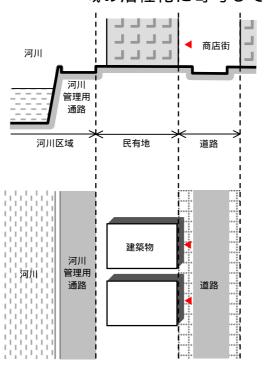
事例の問い合わせ先

(4)ダブルファサード建築物の整備により、地域活性化に貢献 (パターン10)

<事例>徳島県新町川

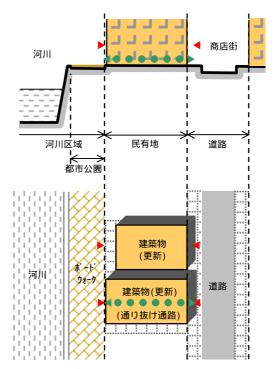
< 内容 > 徳島市中心部を流れる新町川においては、潤いと賑わいのある河畔づくりを実施している。

河川に沿って市の公園の占用を認め、民間によるボードウォークや道路と河川の両方向に出入口を設けた商業施設の整備、さらに、ボードウォークでは、パラソル、テーブルなどの一時的使用を認め、パラソルショップを開催するなど、地域の活性化に寄与している。



整備前





整備後



事例の問い合わせ先

徳島県県土整備部河川課 TEL 088-621-2572 徳島市開発部公園緑地課 TEL 088-621-5295

(5)まちづくりとあわせて機動的な河川整備を実施

- <事例>千葉県清水川(銚子市)
- < 内容 > 当該河川は銚子市の都市計画公園と隣接し、都市公園と一 体となった整備が望まれていた。河川としては、補助工区外 であったが平成13年度に創設された「河畔整備事業」を用い公 園整備とあわせ、水と緑の潤いある都市空間の創出を進めて いる。

整備前



事例の問い合わせ先

千葉県土木部河川海岸課 TEL 043-223-3179